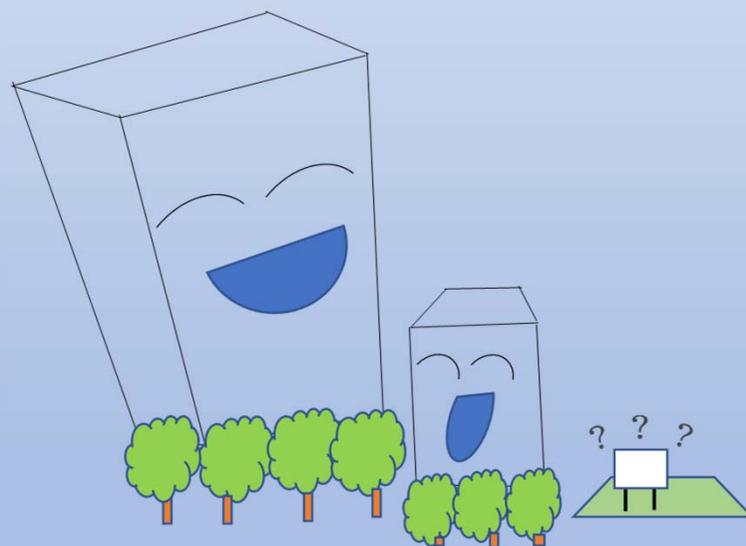


# 港区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例 手続きのご案内

- 各項目にセルフチェック付



港区街づくり支援部建築課建築紛争調整担当

令和5年1月4日更新版

# 1 対象となる建築物等

①～③のいずれかに該当する場合は、条例の対象となります。

①中高層建築物・・・地盤面からの高さが10メートルを超える建築物

(第一種・第二種低層住居専用地域では、軒の高さが7メートルを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物)

②特定建築物・・・次の用途に該当するもの

- ・単身者向け共同住宅等(「港区単身者向け共同住宅等の建築及び管理に関する条例」が適用される建築物)
- ・ぱちんこ屋

③特定工作物・・・遊戯施設

(建築基準法施行令第138条第2項第2号及び第3号に規定され、外気に開放されるものに限る。)

## ここがポイント

- 地盤面からの高さとは、建築基準法施行令第2条第1項第6号に定める建築物の高さです。
- 延べ面積が10,000㎡を超える建築物に関しては、都条例に基づく届出を東京都に提出してください。  
ただし、説明会については、区条例に基づく開催が必要です。説明会等報告書を港区に提出してください。
- 増築申請については、対象となる場合と対象にならない場合があります。窓口にお尋ねください。
- 用途変更のみの場合は、対象となりません。

## セルフチェック

上記の①、②、③に該当する建築物・工作物ですか？

対象建築物等の延べ面積が10,000㎡以下であることを確認しましょう  
(延べ面積が10,000㎡を超える場合はここがポイントを確認)

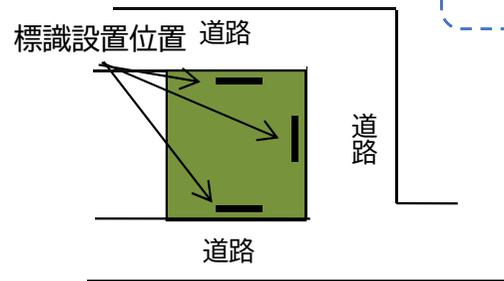
## 2 標識(お知らせ看板)の設置について

- 標識は、第1号様式(建築計画のお知らせ)により敷地の見やすい場所で道路に接する部分に設置してください。(下記参照)
- 標識設置日(起算日)から確認申請等(許可申請、認定申請他を含む)の最初の手続きまでの最短期間→30日間  
ただし、**延べ面積2,000㎡超かつ高さ20m超**の建築計画→60日間(都扱いの計画を除く)
- 標識は、工事完了まで設置してください。(設置期間中に倒壊したり、記載事項が不鮮明にならないように注意)
- 建築敷地の所在地は、住居表示ではなく地名地番です。着工予定日および完了予定日は「上旬」や「末日」等ではなく年月日を記載してください。建物高さや敷地面積・建築面積・延べ面積は、確認申請等と同一としてください。
- 増築の場合の建物高さ、建築面積・延べ面積については、増築部分と既存部分を併記してください。

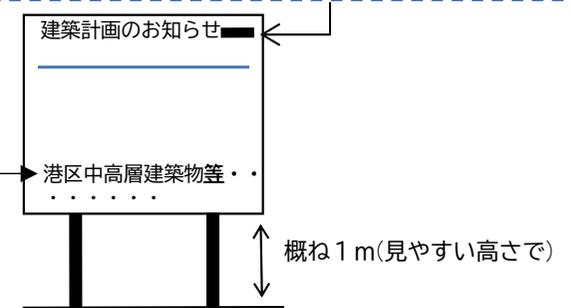
### ここがポイント

- 標識を接道面毎に各1枚設置

※駐車場等で標識の設置位置に不都合が生じる場合は、現況のわかる写真等をご持参の上、窓口で相談してください。



- 「**単身者向け共同住宅等の建築及び管理に関する条例**」の適用を受ける場合は、標識右上に「**単身者向け共同住宅等**」と記載



- 標識下部「この標識は、港区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例第6条第1項の規定により設置したものです。」と記載

### セルフチェック

標識の様式は第1号様式と合っていますか？

標識は接道面毎に各1枚設置されていますか？

工期等は年月日で記載されていますか？

条例の名称と条項の間違いはないですか？(ここがポイント参照)

ワンルームマンション等の場合、標識の右上に「単身者向け共同住宅等」の記載があるか確認しましょう

### 3 隣接関係住民説明会開催案内状について

○隣接関係住民に対する説明会については、開催日の5日前までに、隣接関係住民説明会開催案内状(以後「案内状」という。)を隣接関係住民(p.6参照)に配布するとともに、計画地の見やすい場所(標識付近)に掲示してください。

○案内状の記載内容

- ・配布日(掲示用は掲示日)      ・建築主の氏名(法人の場合は法人名・職名・氏名)      ・説明者とその連絡先
- ・計画名称      ・敷地所在地      ・説明会開催日時(住宅地では平日19時～、休日14時～の開催を目安としてください。)
- ・説明会開催場所の案内図、住所(徒歩圏内の会場としてください。p.10の施設を参考としてください。)

#### ここがポイント

- 案内状の配布日及び掲示日は、「吉日」等ではなく、年月日を記載してください。
- 配布する案内状には、必ず計画概要(建築物の用途、敷地面積、建築面積、延べ面積、構造、基礎工法、階数、建物高さ)を記載するようにしてください。
- 掲示した案内状は、遠景・近景で写真を撮っておいてください。隣接関係住民説明会等報告書の提出時に必要となります。
- 案内状の配布は、戸別説明には該当しません。戸別説明は、説明会の翌日以降に行ってください。
- 案内状に記載する内容に不足があり、住民の方から申し出があった場合は、再度説明会を行っていただく場合があります。
- 円滑な説明会とするため、説明会で使用する資料一式も合わせて配布するよう努めてください。

#### セルフチェック

<input type="checkbox"/> 説明会の5日前までに案内状を配布及び掲示しましょう	<input type="checkbox"/> 隣接関係住民にもれなく案内状を配布したか確認しましょう
<input type="checkbox"/> 計画地の見やすい場所に案内状が掲示されていますか？	<input type="checkbox"/> 説明会開催場所案内図・住所は記載されていますか？(徒歩圏内)
<input type="checkbox"/> 説明会開催日時は記載されていますか？(住宅地では平日19時～、休日14時～の開催を目安)	
<input type="checkbox"/> 配布日・掲示日が年月日で記載されていますか？	<input type="checkbox"/> 掲示した案内状の遠景・近景写真は撮りましたか？

## 4 標識設置届の提出について

○届出は、標識を設置した日から7日以内(休日等含む)に届け出てください。(設置日が1日目となります。)

○提出書類

- ・第2号様式第1面(標識設置届)
- ・第2号様式第2面(案内図、標識設置位置図、標識設置状況がわかる遠景及び近景の写真)

※案内図、標識設置位置図、標識の遠景及び近景の写真については別紙でも可能

### ここがポイント

- 標識設置日から7日以内に標識設置届が出されなかった場合、届出があった日から逆算して7日前が起算日となることにご注意ください。
- 近景の写真については、標識と標識設置届を照合するため、標識の文字が読める写真をご用意ください。
- 届出部数は1部ですが、控えが必要な方は2部をご用意ください。(控えにスタンプを押してお返しします。)
- 標識設置届の連絡先は、設置した標識の連絡先と同一にしてください。
- 委任状は不要です。
- 様式を変更すると受領できません。

### セルフチェック

<input type="checkbox"/> 標識と標識設置届の内容が一致していますか？	<input type="checkbox"/> 案内図、標識設置位置図は添付されていますか？(別紙可)
<input type="checkbox"/> 標識の遠景・近景写真は添付されていますか？(別紙可)	<input type="checkbox"/> 近景の写真で文字が判別できるか確認しましょう
<input type="checkbox"/> 標識設置日から7日以内(休日等も含む)に届出を提出しましょう	<input type="checkbox"/> 届出書の連絡先欄は、標識に掲載した連絡先と同じですか？

## 5 条例に基づく説明会(開催必須)について①

○住民説明会は、標識設置日から10日以内(休日等含む)に行ってください。(設置日が1日目となります。)

○隣接関係住民説明会等の対象範囲 ※下図参照

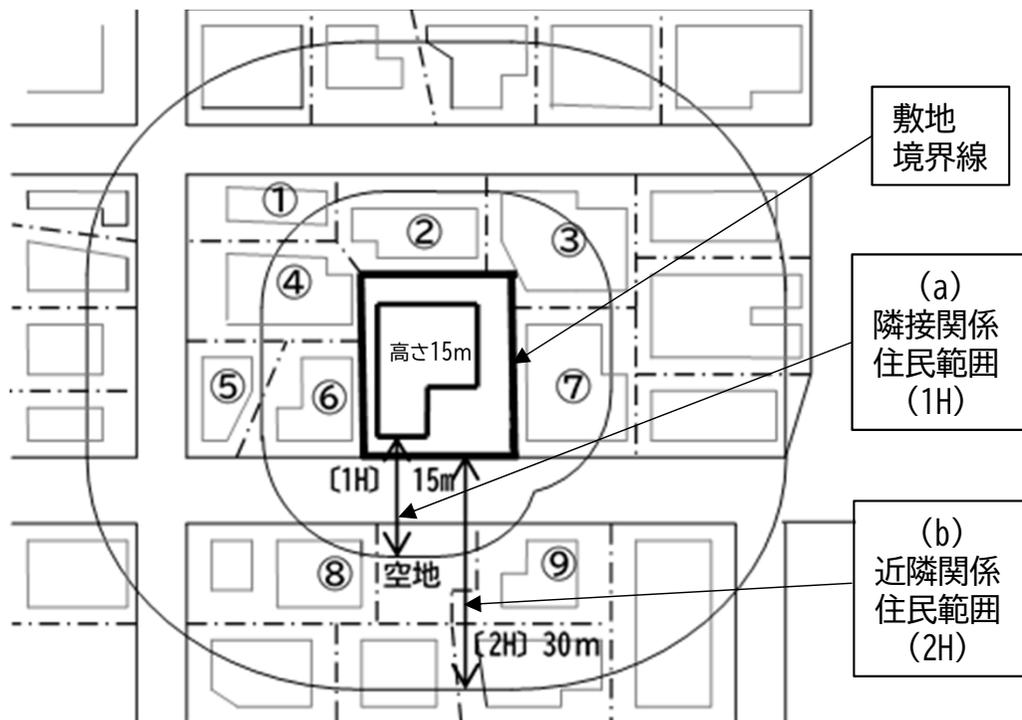
(a)隣接関係住民(1H※)・・・計画している中高層建築物等の外壁面からその建築物の高さに等しい水平距離の範囲内に居住する方(共同住宅・寮・社宅等の場合、全世帯が対象)

(b)近隣関係住民(2H※)・・・計画している中高層建築物等の敷地境界線からその建築物の高さの2倍の水平距離の範囲内にある土地又は建築物についての権利者及び居住する方

○隣接関係住民(1H※)の方には説明が必須、近隣関係住民(2H※)の方には説明を求められた場合、隣接関係住民と同様に説明を行ってください。

※Hとは、建物の高さ(HEIGHT)のことです。

説明会等対象範囲(参考図面)



建物一覧表(説明報告書に添付)

番号	建築物名称	用途	構造	階数 地上/地下	世帯数
①	専用住宅	住宅	W	2/0	1世帯
②	港アパート	共同住宅	S	4/0	7世帯
③	建設中	—	—	—	—
④	シバ工業(株)	事務所	RC	6/1	0世帯
⑤	大門や	飲食店	不明	3/0	0世帯
⑥	(株)湊製作所	店舗	RC	5/1	0世帯
⑦	芝マンション	共同住宅	SRC	8/1	30世帯
⑧	御成門ビル	共同住宅	RC	5/0	16世帯
⑨	専用住宅	住宅	W	3/0	1世帯
					計 55世帯

## 5 条例に基づく説明会(開催必須)について②

### ここがポイント

- 説明会が標識設置日から10日以内に開催されなかった場合、当該説明会の開催から逆算して10日前が起算日となります。
- 説明会には、**建築主の出席**が必要です。(法人の代表ではなく、その法人の計画について説明できる従業員でも可)
- 話合いの内容を記録するため、議事録(様式自由)を作成してください。(日時、場所、出席者、質疑応答等)
- 説明会開催場所は、徒歩圏内を目安に開催してください。
- 説明会会場については区の施設もご案内していますので、電話・窓口でご相談ください。(p.10参照)
- 隣接範囲(1H)に敷地の一部でもかかれば説明会等の対象となります。
- 計画地域に「まちづくり協議会」の登録がある場合は、その代表者に説明をお願いします。
- 住民から再度の説明を求められた場合は、必要に応じて再度説明会を開催するなど話し合いの場を設けてください。
- 工事着工まで相当の期間がある場合、若しくは、説明内容、説明会会場や開催日時が不適切な場合には、再度説明会の開催及び追加説明会等報告書の提出が必要になる場合があります。

### セルフチェック

<input type="checkbox"/> 標識設置後10日以内に説明会を開催しましょう	<input type="checkbox"/> 説明義務範囲内(1H)の居住者(世帯数)を確認しましょう
<input type="checkbox"/> 開催場所(徒歩圏内目安)・日時(平日19時～、休日14時～を目安)を再度確認しましょう	
<input type="checkbox"/> 建築主は出席していますか?	<input type="checkbox"/> 議事録を作成していますか?

## 6 説明資料について①

○説明資料として①～⑤の資料を作成して配布してください。

①計画概要書・・・隣接関係住民説明会等報告書（第3号様式(第1面)）を網羅する内容としてください。

②配置図(注1)・・・方位、縮尺、道路位置、各隣地境界線からの距離（有効寸法）を記入してください。

③立面図4面・・・建築物の高さ、縮尺を記入してください。天空率を適用している場合は、その旨記載してください。

④近隣関係図(注2)・・・下記の(a)～(e)の項目をすべて記入してください。

(a)隣接関係住民範囲：建築しようとする中高層建築物等の外壁面からその高さと同じ水平距離(1H)の範囲及びその距離

(b)近隣関係住民範囲：建築しようとする中高層建築物等の敷地境界線からその高さの2倍の水平距離(2H)の範囲及びその距離

(c)各時間日影図：地盤面※(GL±0)における冬至日の日影図(真太陽時8:00～16:00/北緯36°)

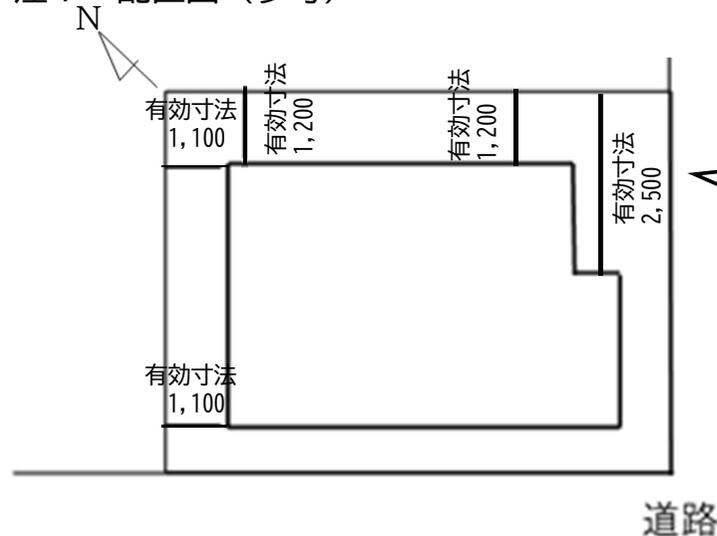
※建築基準法施行令第2条第2項に定義されている地盤面

※地盤面が二以上ある場合は最も低い地盤面を適用

(d)方位

(e)縮尺：A4またはA3用紙に近隣範囲が納まり、三角スケール等で確認することができる縮尺としてください。

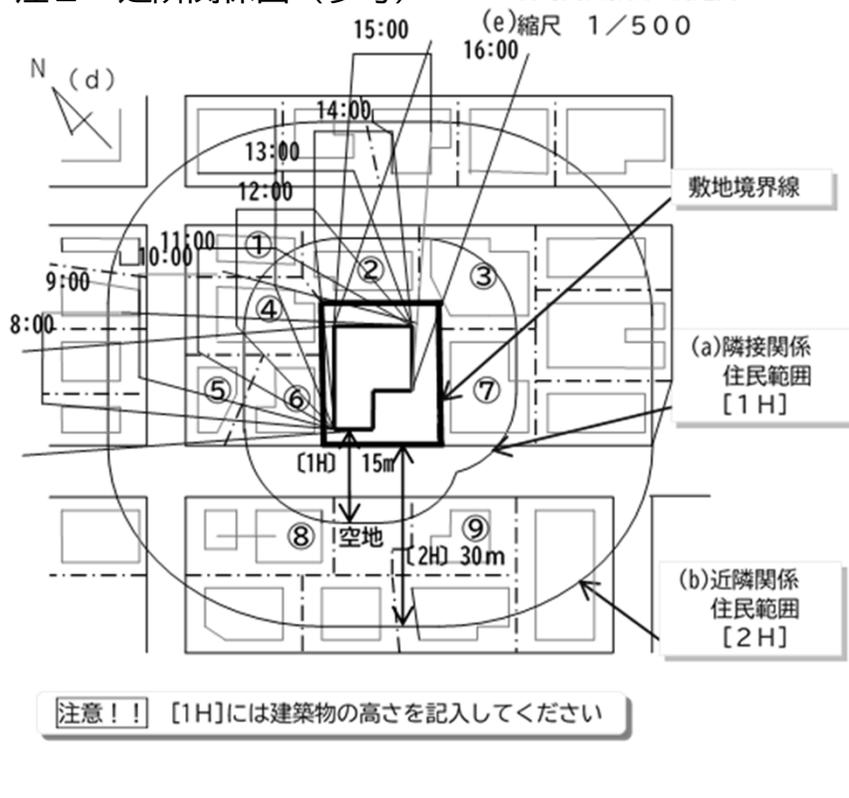
注1 配置図(参考)



・各隣地境界線からの数値の近くに「有効寸法」と表記  
・数値は、「約」をつけず正確な値で

S = 1 : 100

注2 近隣関係図(参考)



## 6 説明資料について②

⑤その他周知すべき事項をまとめた資料・・・以下の内容を説明資料に記載してください。

工事に関して	工期、工法および作業方法	工事計画、休工日、作業時間等について
		隣接建築物等への安全管理、事前の家屋調査について
	工事による危害の防止策	工事用車両の通行による住民に対する安全対策
		大型重機等使用に伴う公害対策
		振動・騒音・粉じんの発生を抑制するための対策
	現場管理(火災、風紀、衛生面等)、工事に関する問い合わせ先・担当者名	
生活環境に及ぼす著しい影響とその対策	TV電波障害	建築計画に起因するTV電波障害が発生した場合の対応について
	風 害	風害が発生した場合の対応について
	日照阻害	日影の程度、近隣への影響について
	住生活への影響	目隠し等の措置について、室外機等の騒音について
	ゴミ処理	収集、廃棄物保管時の衛生面、臭気について
	管理体制(共同住宅等の場合)	管理人の駐在の有無、管理人の駐在時間外の対応について
	駐車場、駐輪場	屋内駐車場等の換気や駐輪の衝撃音による近隣への影響についての対応措置
	店 舗	臭気、排気、照明光、営業時間等に関する近隣への配慮・措置について

### セルフチェック

- ①計画概要は、第3号様式第1面の内容が網羅されていますか？
- ②配置図には、縮尺・方位・道路位置・各隣地からの有効寸法が記入されていますか？
- ③立面図(4面)には、縮尺・建築物の高さ・天空率適用の場合は、「天空率を採用しています」と記入されていますか？
- ④近隣関係図には、1Hと2Hの範囲・時刻日影・方位・縮尺が記入されていますか？
- ⑤説明資料にその他周知すべき事項が網羅されていますか？

## 港区立いきいきプラザ等一覧（令和4年4月現在）

住民説明会の会場として、以下の区立施設等も利用していただけます。詳しくは、各施設にお問い合わせください。

地区	No.	施設名	住所	No.	施設名	住所
芝	1	生涯学習センター(ばるーん)	新橋3-16-3	4	障害保健福祉センター (ヒューマンぷらざ)	芝1-8-23
	2	虎ノ門いきいきプラザ(とらトピア)	虎ノ門1-21-10			
	3	神明いきいきプラザ	浜松町1-6-7	5	三田いきいきプラザ	芝4-1-17
麻布	6	飯倉いきいきプラザ	東麻布2-16-11	9	麻布いきいきプラザ	元麻布3-9-11
	7	南麻布いきいきプラザ	南麻布1-5-26	10	西麻布いきいきプラザ	西麻布2-13-3
	8	ありすいきいきプラザ	南麻布4-6-7	11	麻布区民センター	六本木5-16-45
赤坂	12	赤坂区民センター	赤坂4-18-13	15	青南いきいきプラザ	南青山4-10-1
	13	赤坂いきいきプラザ	赤坂6-4-8	16	青山生涯学習館	南青山4-19-7
	14	青山いきいきプラザ	南青山2-16-5			
高輪	17	豊岡いきいきプラザ	三田5-7-7	20	白金いきいきプラザ	白金3-10-12
	18	高輪区民センター	高輪1-16-25	21	白金台いきいきプラザ	白金台4-8-5
	19	高輪いきいきプラザ	高輪3-18-15			
芝浦 港南	22	男女平等参画センター(リーブラ)	芝浦1-16-1	24	港南いきいきプラザ(ゆとりーむ)	港南4-2-1
	23	芝浦港南区民センター	芝浦4-13-1	25	台場区民センター	台場1-5-1

## 7 戸別説明について

- 説明会の翌日以降に、説明会に出席していない隣接関係住民に対して戸別説明を行ってください。
- 1回目の戸別説明で留守・不在の場合、1回目の戸別説明の翌日以降、2回目の戸別説明を行ってください。
- 標識設置日から20日以内に戸別説明を終了させてください。

### ここがポイント

- 戸別説明が20日以内に終了しなかった場合、当該戸別説明の終了から逆算して20日前が起算日となります。
- 共同住宅等で管理人に戸別で回らないでほしいという指示を受けた場合は、対応してくれた方の名前・連絡先、指示の内容を記録として残すようにしてください。
- 2回目で留守・不在の場合は、説明会資料の投函で戸別説明は終了になります。
- 説明会以前の戸別説明は無効です。

### セルフチェック

- |   |   |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 標識設置後20日以内に戸別説明を終了しましょう                | <input type="checkbox"/> 説明義務範囲内(1H)の居住者(世帯数)を再度確認しましょう |
| <input type="checkbox"/> 戸別説明は、説明会の翌日以降に1回、2回目は1回目の翌日以降に実施しましょう |   |
| <input type="checkbox"/> 2回目で留守・不在の場合は説明会資料を投函しましょう             |   |

## 8 隣接関係住民説明会等報告書の提出について

○報告書は、隣接関係住民への周知終了後7日以内※に提出してください。（隣接関係住民説明会等報告書の受理については、審査のため提出後2開庁日後となる場合があります。）

※7日を過ぎて提出されても起算日が変わることはありませんが、受理されるまでは確認申請等の手続に進めません。

○隣接関係住民説明会等報告書提出書類

- ・隣接関係住民説明会等報告書（第3号様式第1面及び第2面）
- ・隣接関係住民説明状況記録（第3号様式の2）
- ・説明会における議事録  
（第3号様式の2とは別に、開催場所、日時、参加者、質疑応答等を記載したもので様式自由）
- ・隣接関係住民説明会開催案内状原本（3 隣接関係住民説明会開催案内状について参照）
- ・隣接関係住民説明会開催案内状を掲示した際の写真（遠景、近景）
- ・説明会資料一式（6 説明資料について参照）
- ・建物一覧表（右表参照、pp.14-15「書類の記入・作成例」と関係しています。）

建物一覧表

番号	建築物名称	用途	構造	階数 地上/地下	世帯数
①	専用住宅	住宅	W	2/0	1世帯
②	港アパート	共同住宅	S	4/0	7世帯
③	建設中	—	—	—	—
④	シバ工業(株)	事務所	RC	6/1	0世帯
⑤	大門や	飲食店	不明	3/0	0世帯
⑥	(株)湊製作所	店舗	RC	5/1	0世帯
⑦	芝マンション	共同住宅	SRC	8/1	30世帯
⑧	御成門ビル	共同住宅	RC	5/0	16世帯
⑨	専用住宅	住宅	W	3/0	1世帯
					計 55世帯

### ここがポイント

- 共同住宅等で管理人が対応して、各住戸への説明を「辞退」扱いとした場合は、管理人の氏名と電話番号を隣接関係住民説明状況記録（第3号様式の2）に記入してください。
- 隣接関係住民説明会等報告書（第3号様式（第2面））、隣接関係住民説明状況記録（第3号様式の2）を作成する際は、pp.14-15「書類の記入・作成例」を参考にしてください。
- 隣接関係住民説明会等報告書の記載内容が標識設置届の内容から変更している場合は、変更届を併せて提出してください。
- 建物一覧表の世帯数合計と第3号様式(第2面)の世帯数合計を一致させてください。
- 建物一覧表の建物番号と近隣関係図の建物番号を一致させてください。

### セルフチェック

<input type="checkbox"/>	隣接関係住民説明会等報告書第3号様式第1面の内容は、標識設置届の内容と一致していますか？
<input type="checkbox"/>	隣接関係住民説明会等報告書第3号様式第2面の世帯数と建物一覧表の世帯数は一致していますか？
<input type="checkbox"/>	議事録に日時・場所・出席者・質疑応答等が記載されていますか？
<input type="checkbox"/>	提出書類に説明会開催案内状原本、掲示した際の遠景と近景の写真は添付されていますか？
<input type="checkbox"/>	提出書類に説明会で使用した資料一式を添付していますか？
<input type="checkbox"/>	建物一覧表の建物番号、建物名称、用途、構造、階数、世帯数の記入はされていますか？
<input type="checkbox"/>	建物一覧表建物番号と近隣関係図の建物番号は一致していますか？

## 9 建築計画の変更・中止について

○標識変更届（第2号様式の2）の提出が必要な場合

- ・ 標識の記載事項に変更が生じたとき
- ・ 建築確認審査機関等の審査により、面積や高さ等に変更が生じたとき

○隣接関係住民説明会等追加報告書（第3号様式の3）の提出が必要な場合

- ・ 説明会の後に建築に係る計画を大幅に変更したとき
- ・ 説明会の内容に不備があったとき
- ・ 説明会の開催から長い期間、事業が停止していたが、再開することが決まったとき

○建築計画中止届（第2号様式の3）の提出が必要な場合

- ・ 建築計画を中止したとき

### ここがポイント

- 標識の記載事項に変更が生じたときは、速やかに標識の記載事項を訂正してください。
- 標識変更届には、変更後の標識写真、変更を周知するための資料(変更内容によっては不要)を添付してください。
- 隣接関係住民説明会等追加報告書には、追加説明で使用した資料、説明範囲がわかる近隣関係図を添付してください。
- 建築計画が中止になった場合は、速やかに標識を撤去してください。
- 再説明会、資料再配布の要・不要については、必ずご相談ください。

「港区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」関連の手続について及び様式は、  
港区公式ホームページ(ホーム > 環境・まちづくり > 建築・開発 > 中高層建築物を建てる時)で閲覧できます。

# 書類の記入・作成例 (1)

# 第3号様式 (第2面)

(第2面)

説明会に出席した 建築主 氏名・電話番号	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 (法人にあつては代表者) <input type="checkbox"/> 個人から委任された者 <input type="checkbox"/> (個人以外の場合) 従業員等 (法人にあつては、会社等の名称並びに部・課・役職等の名称を併記してください。)			
	(有)〇〇不動産 代表取締役 〇〇 〇〇 電話(〇〇) 〇〇〇〇- 〇〇〇〇			
説明責任者 氏名・電話番号	(設計事務所、施工会社等の名称並びに部・課の名称を併記してください。)			
	(株)□□建築設計 □□部長 □□ □□ 電話(□□) □□□□- □□□□			
隣接関係住民世帯数	(A=B+C)			
	55 世帯			
説明済世帯数	(B=D+E)	説明会出席世帯数*1)	(D)	(E)
	6 世帯	2 世帯	戸別説明世帯数	4 世帯
未説明世帯数	(C=F+G)	留守(不在)世帯数	(F)	(G)
	49 世帯	19 世帯	辞退等世帯数	30 世帯
説明月日	説明会開催場所		説明会出席者人数*2)	
4/14	〇〇いきいきプラザ 会議室		4 人	
説明月日	(説明会欠席者等に対する) 戸別説明		戸別説明済世帯数	
4/20	(説明会欠席者等に対する) 戸別説明		2 世帯	
4/22	(説明会欠席者等に対する) 戸別説明		2 世帯	
/	(説明会欠席者等に対する) 戸別説明		世帯	
/	(説明会欠席者等に対する) 戸別説明		世帯	
確認申請提出先	1 港区	2 東京都	③ 指定確認検査機関	(○×センター) 4 未定
添付資料	1 <input checked="" type="checkbox"/> 説明会開催案内状 ( <input checked="" type="checkbox"/> 掲示時の写真遠景・近景 <input checked="" type="checkbox"/> 原本)			
	2 <input checked="" type="checkbox"/> 説明会議事録			
	3 <input checked="" type="checkbox"/> 説明会資料 <input checked="" type="checkbox"/> 計画概要書 <input checked="" type="checkbox"/> 配置図 <input checked="" type="checkbox"/> 立面図4面 <input checked="" type="checkbox"/> 近隣関係図 <input checked="" type="checkbox"/> その他周知すべき事項をまとめた資料			
	4 <input checked="" type="checkbox"/> 建物一覧表			

### 【説明会に出席した建築主】

説明会に出席した建築主の氏名を記入してください。  
 ※法人にあつては、会社等の名称並びに説明会に出席した社員等の氏名とともに、部・課・役職等の名称及び電話番号を記入してください。

### 【説明責任者】

統括的に対応できる説明責任者の氏名を記入してください。

### 【隣接関係住民世帯数】

隣接関係住民の合計世帯数 (B, C欄の合計) を記入してください。  
 ※建物一覧表の世帯数と同数となっているか確認してください。

### 【説明済 (説明会出席、戸別説明) 世帯数、未説明 (留守不在、辞退等) 世帯数】

隣接関係住民の世帯数を記入します。  
 第3号様式の2「内訳欄」ごとの合計数を記入してください。

### 【説明会出席者人数】

説明会に出席した人数(近隣関係住民を含む実人数)を記入してください。  
 ※実人数なので、D欄の数と異なる数となる場合もあります。

### 【戸別説明済世帯数】

訪問し戸別説明できた世帯数を記入してください。  
 ※合計が上記E欄と同数になっているか確認してください。

### 【確認申請提出先】

確認申請提出先(予定可)を記入してください。

### 【添付資料】

すべてチェックが付いていることを確認してください。

# 書類の記入・作成例 (2)

# 第3号様式の2

第3号様式の2 (第10条関係)					
建物番号 *1)	対象者氏名	*2) 説明状況	*3) 質問・要望事項 *4)	*3) 回答内容 *4)	
1	鈴木	1. 説明会出席 (年 月 日 時) 2. 戸別説明 (令和3年4月20日18時) 3. 未説明 (留守・不在 / 辞退等) 第1回訪問 (年 月 日 時) 第2回訪問 (年 月 日 時)	通学路のため、子供の通学への配慮は？	交通整理員を配置し、安全対策に努めます。	
2	港アパート 1世帯	1. 説明会出席 (令和3年4月14日18時) 2. 戸別説明 (年 月 日 時) 3. 未説明 (留守・不在 / 辞退等) 第1回訪問 (年 月 日 時) 第2回訪問 (年 月 日 時)			
2	港アパート 4世帯	1. 説明会出席 (年 月 日 時) 2. 戸別説明 (年 月 日 時) 3. 未説明 (留守・不在 / 辞退等) 第1回訪問 (令和3年4月20日18時) 第2回訪問 (令和3年4月22日17時)		4/22資料投函	
2	港アパート 1世帯	1. 説明会出席 (年 月 日 時) 2. 戸別説明 (年 月 日 時) 3. 未説明 (留守・不在 / 辞退等) 第1回訪問 (令和3年4月20日18時) 第2回訪問 (令和3年4月22日17時)	資料を投函しておいてください。不明な部分は、後日質問します。	4/22資料投函	
2	港アパート 1世帯	1. 説明会出席 (年 月 日 時) 2. 戸別説明 (令和3年4月22日17時) 3. 未説明 (留守・不在 / 辞退等) 第1回訪問 (年 月 日 時) 第2回訪問 (年 月 日 時)			
7	芝マンション 1世帯	1. 説明会出席 (令和3年4月14日18時) 2. 戸別説明 (年 月 日 時) 3. 未説明 (留守・不在 / 辞退等) 第1回訪問 (年 月 日 時) 第2回訪問 (年 月 日 時)			
7	芝マンション 29世帯	1. 説明会出席 (年 月 日 時) 2. 戸別説明 (年 月 日 時) 3. 未説明 (留守・不在 / 辞退等) 第1回訪問 (令和3年4月20日18時) 第2回訪問 (年 月 日 時)	管理人により戸別訪問を断られる。資料は、掲示板に掲示するとのこと。	管理人連絡先 □ビル管理(株) 担当○○ 03-0000-0000	
8	御成門ビル 15世帯	1. 説明会出席 (年 月 日 時) 2. 戸別説明 (年 月 日 時) 3. 未説明 (留守・不在 / 辞退等) 第1回訪問 (令和3年4月20日18時) 第2回訪問 (令和3年4月22日17時)		4/22資料投函	
8	御成門ビル 1世帯	1. 説明会出席 (年 月 日 時) 2. 戸別説明 (令和3年4月22日17時) 3. 未説明 (留守・不在 / 辞退等) 第1回訪問 (年 月 日 時) 第2回訪問 (年 月 日 時)			
9	佐藤	1. 説明会出席 (年 月 日 時) 2. 戸別説明 (令和3年4月20日18時) 3. 未説明 (留守・不在 / 辞退等) 第1回訪問 (年 月 日 時) 第2回訪問 (年 月 日 時)	窓から覗かれないようにしてください。	窓をくもりガラスにします。	
内訳	説明済 D. 説明会出席 *5)	2 世帯	E. 戸別説明 *5)	4 世帯	
訳	未説明 F. 留守・不在 *5)	19 世帯	G. 辞退等 *5)	30 世帯	

**【建物番号】**  
近隣関係図に表示した居住者がいる建物番号を記入してください。

**【対象者氏名】**  
対象者（1H内の居住者）の氏名等を世帯単位で記入してください。また、共同住宅の場合は、説明状況ごとに建物名称の下に世帯数を記入してください。  
※氏名が確認できない場合、「不明（表札なし）」と記入してください。  
※事務所、店舗等（非居住のもの）については、記入しないでください。

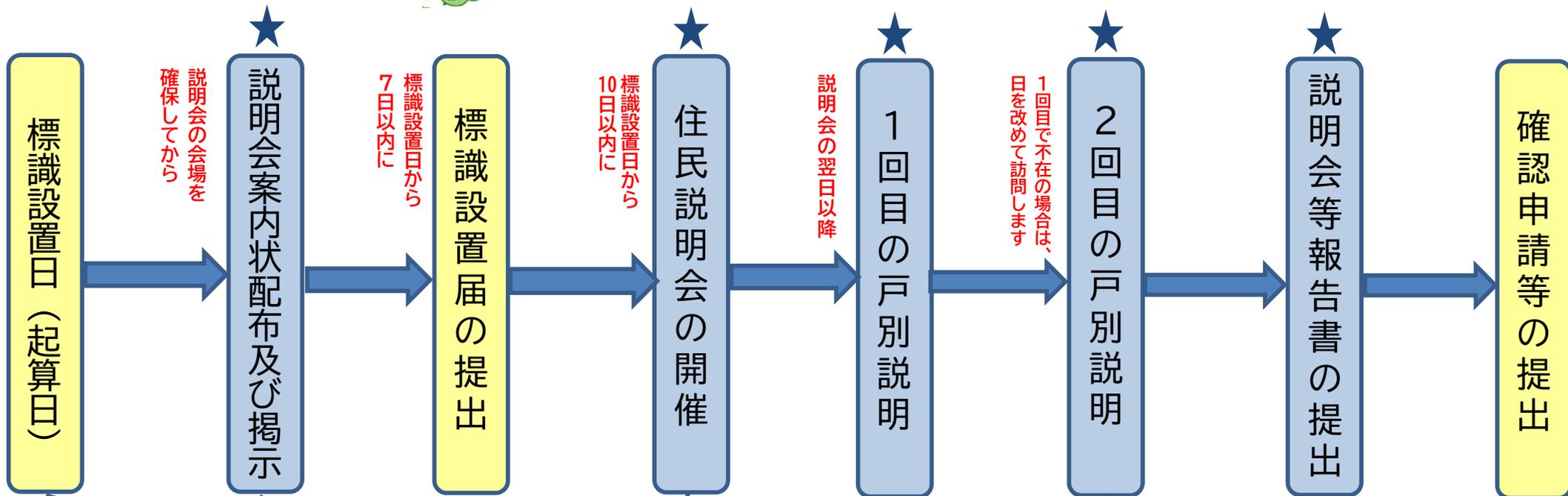
**【説明状況】**  
世帯ごとの説明状況について、該当する番号に○を付け、日時を記入してください。[2. 戸別説明] [3. 未説明] は、訪問した日時を記入してください。[3. 未説明] の「辞退等」は、原則として対象者が明確に意思表示をした場合に限りです。対象者本人以外の意思表示については、対象者の代理であることが必要です（例：マンションの理事会及びその委託を受けている管理者等）。その際は、代理者の氏名・肩書き・連絡先を回答内容欄に記入してください。

**【質問・要望事項、回答内容】**  
説明会出席又は戸別説明を行った世帯のうち、要望等をいただいた場合は、内容及び回答をすべて記入してください。記入欄が不足する場合は、その内容を別紙で添付してください。また、[3. 未説明] の留守等の理由で資料のみ投函した場合は、「○月×日 資料投函」と記入してください。

**【内訳】**  
1ページ分の隣接関係住民の世帯数（小計）を記入してください。なお、対象者氏名欄が複数世帯の部分については、その複数世帯分の合計世帯数を記入してください。事務所、店舗等（非居住のもの）については、記載しないため、合計世帯数に加算されません。



# 手続きの流れ



説明会の会場を確保してから

7日以内に  
標識設置日から

10日以内に  
標識設置日から

説明会の翌日以降

1回目で不在の場合は、  
日を改めて訪問します

設置後それぞれの期日を過ぎると、起算日は設置日より遅くなっていきます。それぞれの実施日から逆算した日が起算日となります。

標識設置日以降、説明会開催日の**5日前までに**案内の配布と掲示を行ってください。

説明会の開催は、必須です。  
**説明会には、建築主の出席が必要です。**

**住民説明会を欠席された隣接関係住民の世帯が対象です。**  
留守・不在等の場合は日を改めて訪問してください。

**標識設置日から20日以内**に行ってください。  
留守・不在等の場合は、説明資料を投函してください。

**説明会等報告書を提出されないと、確認申請等の手続きには進めません。**

標識設置日 (起算日) からの最短日数  
・延べ面積2,000㎡超かつ高さ20m超の建築物では**60日間**です。  
・上記以外の建築物等では**30日間**です。

モデルケース  
高さ15m、延べ面積1,000㎡の新築建物を計画している場合 (申請までの標識設置期間30日以上)

★マークは、東京都扱いの建築計画であっても、港区への報告書等手続きが必要なものです。

標識は工事完了まで確実に設置してください

